

日本歯内療法学会指導医の申請，更新について（2023年1月1日以降）

	指導医申請	指導医更新申請
申請資格	5年以上の専門医歴 ・申請時において歯内療法治療に従事している ・原則として日本歯科医師会会員あるいは準会員 ・申請当該年度までの年会費支払の完了 ・本会認定カリキュラムに基づく研修を指導できる ・手術用顕微鏡を有していること（注1参照）	指導医である
申請書・履歴書	必要	必要
推薦状署名	指導医2名の推薦状署名必要	不要
必要な研修 なお，必要とは専門医資格取得後の研修とする	(1) 本会学術大会もしくは協力団体学術大会へ，5年間に2回以上出席していること ：OHASYSの大会等参加履歴を印刷し，添付して下さい。 (2) 本会専門医セミナーへ，申請前の5年間に2回以上出席していること。 ：OHASYSの大会等参加履歴を印刷し，添付して下さい。 (3) 歯内療法に関する発表を本会学術大会および本学会誌に筆頭発表者として行っていること。 ①学会発表は，申請前の5年間に筆頭発表者として1回以上とする。 ○口頭発表，ポスター発表，テーブルクリニックは同等とする。 ○学会発表の証明として学会パンフレット表紙，目次，抄録のコピーを添付する。 ②本学会誌への投稿は申請前の5年間に筆頭発表者として1回以上とする。 別刷1編以上を添付（コピー可）して下さい。 ○発表・学術雑誌投稿内容は認定審議会で審議する。	(1) 本会学術大会もしくは協力団体学術大会へ，5年間に2回以上出席していること ：OHASYSの大会等参加履歴を印刷し，添付して下さい。 (2) 本会専門医セミナーへ，5年間に1回以上出席していること。 ：OHASYSの大会等参加履歴を印刷し，添付して下さい。 (3) 歯内療法に関する論文を，本学会誌上にて筆頭発表者として5年間に1編以上，または，共同発表者として5年間に3編以上発表する。 (4) 前(3)項は次の2つの研修をもって代えることができる。 1) 5年間に1回以上，歯内療法に関する発表を行う。発表は本会学術大会または協力団体の学術大会において筆頭または共同で発表，又は本学会誌において共同の発表のいずれかとする（症例報告に限らない）。 2) 5年間に治療した5症例の報告書を認定審議会に提出し審査を受ける。症例報告は所定の症例報告用紙を用いる。症例報告の作成上の注意は専門医申請の注1または「指導医更新に添付する症例報告書の記入について」を参照して下さい。
提出期限	毎年5/31，10/31年2回締切り	認定期間終了の1年前より6カ月前までに提出する。 毎年5/31，10/31年2回締切り
申請書類の請求先，事務局住所	370円切手と希望申請書を明記した付箋を同封の上，事務局までご請求下さい。 〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル (一財)口腔保健協会内 日本歯内療法学会	
審査料	¥20,000	¥15,000
登録料	¥15,000	¥10,000
振込み方法	所定の郵便振替用紙にて振り込み下さい。	
申請書類送付先	認定審議会委員長宛 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-2-9 第2登栄ビル3F 神田歯科医院 松島正和	

注1 2024年1月1日から適用。